

支援する会ニュース

「年金引き下げ違憲訴訟を支援する大阪の会」

支援する会事務局
第17号

2017. 8. 14

〒530-0041 大阪市北区天神橋1-13-15 大阪グリーン会館6階 TEL06-6354-7207 FAX06-6354-7746

運動を広げ、裁判勝利に向けて頑張ろう

「年金引き下げ違憲訴訟」は47都道府県・4840人の大型原告団となっています。文字通り史上最大の社会保障裁判としてマスコミにも取り上げられ、年金者組合の存在は社会的な注目を浴びつつあります。全

国の地裁でも、これまでの裁判を通じて、国(被告)との争点も明らかになっています。これからは裁判所が両者の言い分を整理して、両方の証人が法廷で対決する場もつくるよう要求していく必要があります。

8回連続、大法廷を埋め尽くす

原告4840人、史上最大の社会保障裁判



「大きな志を持って闘おう!」

永井原告団長

8月10日(木)、38度を超えるうだるような暑さの中、第8回年金裁判が開かれました。2時から開かれた地裁前公園の意思統一集会には、炎天下にもかかわらず意気軒高な150人を超える仲間が結集しました。永井原告団長は「公正な判決を出させるまで、大きな志を持って闘っていこう」と参加者に呼びかけ、原告、支援者が心を一つに「団結ガンバロウ」を唱和しました。

3時から開廷された第8回裁判は、これまで同様、原告と傍聴者で202号大法廷が埋め尽くされ冷房も効かない状況。意見陳述者の山口佐和子さんと橋本広子さんが、それぞれ自分の生きてき

た人生を語りながら、女性差別や低年金者をつくり出す日本の年金制度への怒りや思いを述べました。

裁判を傍聴していた一般の方(20代と50代の女性)にインタビュー

「高齢者の方々は私たちより恵まれていると言われていたのですが、今日の陳述を聞いて、全くでたらめだということがわかった(20代)」「遺族年金を受けている知人が、年々、年金が減らされて生活が苦しいと言っていた。国が無駄遣いをやめたら、年金を減らさなくてもいいのでは(50代)」「自分のときに年金が受けられるか心配です(20代)」と年金制度への率直な意見や疑問を投げかけました。

第9回年金裁判

- 2017年10月24日(火)
午後3時30分～
- 大阪地方裁判所202号法廷

現役世代、若者にも証人に出てもらい、国の主張打ち破ろう

猛暑の中、報告集會に150人

裁判終了後、弁護士会館で行われた報告集會には原告・支援者など150人を超える仲間が参加しました。加納委員長は、「この年金裁判が全国的な運動になるには、まだまだ運動の広がり弱い。年金署名、街頭宣伝、学習、支援する会、裁判カンパなど外に向かって運動を広げていこう」と訴えました。

「全国ではそろそろ証拠調べや尋問が始まる地域も出てくる」と、喜田弁護士は裁判状況と今後の課題について報告しました。

意見陳述を終えた山口さんは、「弱いものが犠牲になる社会を変えるには、政治を変える以外にない。このような機会を与えてもらってありがとう」と自分の思いを語りました。

「裁判闘争は日本の憲法や法律を遵守させ、人間らしく生きる権利の回復だ」と、不当解雇と闘っているエミレーツ航空のNさんが3名の職場復帰を勝ち取る闘いへの支援を訴え。「年金裁判は今後の世代にもつながる大切な闘い。一緒に頑張りましょう」とエールを送りました。

年金裁判の現状と今後の課題

加藤健次弁護士

(全国弁護団共同代表)



裁判の3つのポイントは？

全国の裁判所で論争が進んでいます。法廷での主な論点は、第一に憲法13条の個人の尊厳、25条の生存権、29条の財産権、とりわけ老後の生活を支える年金受給権をめぐる憲法論議です。2つめのポイントは、国際的な人権水準との関係です。特に社会保障関係については、一度決めた制度を後退させるときには、政府の側がその正当性を説明し立証しなければならない、ということが今の国際的な基準です。年金の特例水準の削減は、わずか1日の審議しかされませんでした。国家破たんが言われたギリシャの年金削減も、欧州人権委員会は、ギリシャ年金組合の訴えに「削減は人権侵害である」との判断を下しています。

できる年金であるかについてはまったく関心がないのです。最大の問題は誰も責任を持とうとしないで議論をしているということです。

国民年金と生活保護の関連

特に生活保護との関連では、年金をもって老後の人間らしい最低限の生活を保障するということをはじめから放棄しています。それは本来、年金制度でやるべきことではない、最後は生活保護にいけばよいのだという論理です。1961年に最初に国民皆年金になった頃の社会保障審議会は、今はこの程度だが、将来的には国民年金だけで生活保護より高い水準を保障するというを高らかに掲げていました。それをいつの間にか投げ捨ててしまったという国・



裁判方針を報告する喜田弁護士



意見陳述の感想を述べる橋本さん(右)と山口さん

3つめのポイントは、政策論です。国は年金積立金史上主義で、特例水準の削減は積立金を減らさないため、マクロ経済スライドは年金制度を維持するためであり、人間らしい生活を維持

厚生省の志の低さが表れています。

今後の裁判の方向性とは？

今年後半からは、どのような証人を出して国と論争していくかが焦点になります。現役世代、若者からも証人に出てもらい、「今の年金受給者はもらいすぎていて、将来の需給が不足する」という国の主張を打ち破っていく論理が必要になります。とりわけ重要なのは、原告の皆さんが陳述書を書いて、裁判所にきちんと言いたいことを伝えるということです。

強固な運動で裁判所の姿勢変えよう

この裁判運動は1つの運動です。難しい裁判ですが、政治が劣化している今日、裁判所が本気で憲法を守る気があるかどうかを正面から問いかけていかなければなりません。

「賃金がさがっているのに年金が下がらないのはおかしい」が国の理屈ですが、その両方をやっているのが安倍首相です。本来立派な憲法があって、それを実現していけばみんなが幸せになるのにそれが生かされていない。この裁判がいろんな方から見て希望の1つになるような、そういう闘いにしていきたいと思っています。がんばっていきましょう。